

平成25年度

農地白書

「見える化」を実現！
見つける・見抜く・見きわめる



編集・発行 湯梨浜町農業委員会

表紙写真

湯梨浜町原産の梅「野花豊後」が有名な湯梨浜町野花（のきょう）。
「山陰随一の梅林」は特徴あるピンク色の美しい花を咲かせます。

農地白書の発刊に当たって

「農地白書」は“農地を守り活かす全県運動”の取り組みの一環として「見える化」を目指すものであります。

今、農業は、高齢化や担い手不足等が進行し、農地は荒廃化、地域・集落は崩壊の危機に直面しております。

本町の農地等が抱えるあらゆる諸課題を見出し、その解決のために、今後の農業委員会活動のさらなる取り組みと、関係機関・団体の連携強化、そして国民的議論展開の一助になればと、本「白書」を作成致しました。

平成26年 3月

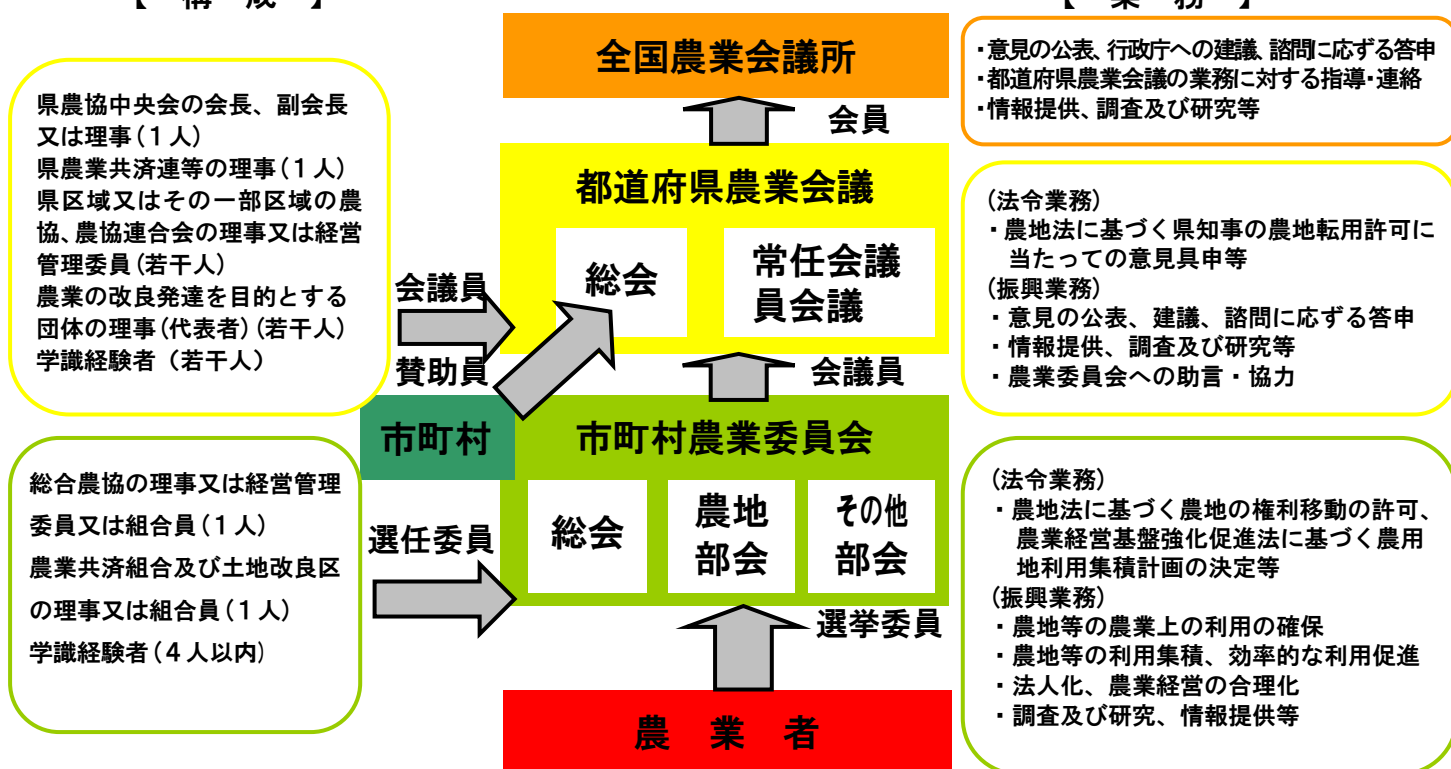
湯梨浜町農業委員会

会長 長谷川 誠一

農業委員会系統組織の体系

【構成】

【 業 務 】



湯梨浜町農業委員会の概要（赤字は農地白書作成の根拠）

根拠法	農業委員会等に関する法律 (昭和 26 年制定)	役割(所掌業務)	①農地法等規定に基づく許認可に係る事務処理 ◆農地法及びその他の法令によりその権限に属された農地等の利用関係の調整に関する事項 ◆農業経営基盤強化促進法等
組織	市町村に設置されている行政機関 (選挙・選任委員で構成する合議体の 行政委員会)		②地域農業振興を図る促進業務(農業振興業務) ◆農地等の確保、利用集積等の効率的な利用促進に関する事項 ◆法人化その他農業経営の合理化に関する事項 ◆生産・経営・生活に関する調査研究と情報提供
構成	農業委員定数 20 人(平成 16 年 10 月定) (うち選挙委員 13 人、選任委員 7 人)		③農業・農業者に関する意見の公表、建議及び答申 ◆農業・農民に関する事項について意見の公表、建議及び諮問に応じて答申

目 次

農地白書の発刊に当たって（表紙の内面）
農業委員会系統組織の体系
市町村農業委員会・農業会議の概要

【農業委員会活動】

図 1 農地の権利移動等の動向	1
図 2 遊休農地発生防止・解消の動向	2
図 3 農地の利用集積の動向	3
図 4 農地筆数及び 1 筆平均面積	4
図 5 生産調整（転作作物別）の動向	
図 6 水張り水田（保全）の動向	
図 7 中山間地域等直接支払への取組みの動向	5

【農業委員会系統組織活動の実績】

市町村農業委員会の主な建議事項他	6
------------------	---

〈付〉

農業委員名簿	（裏表紙の内面）
市町村の風土	（裏表紙）

農 業 委 員 会 活 動

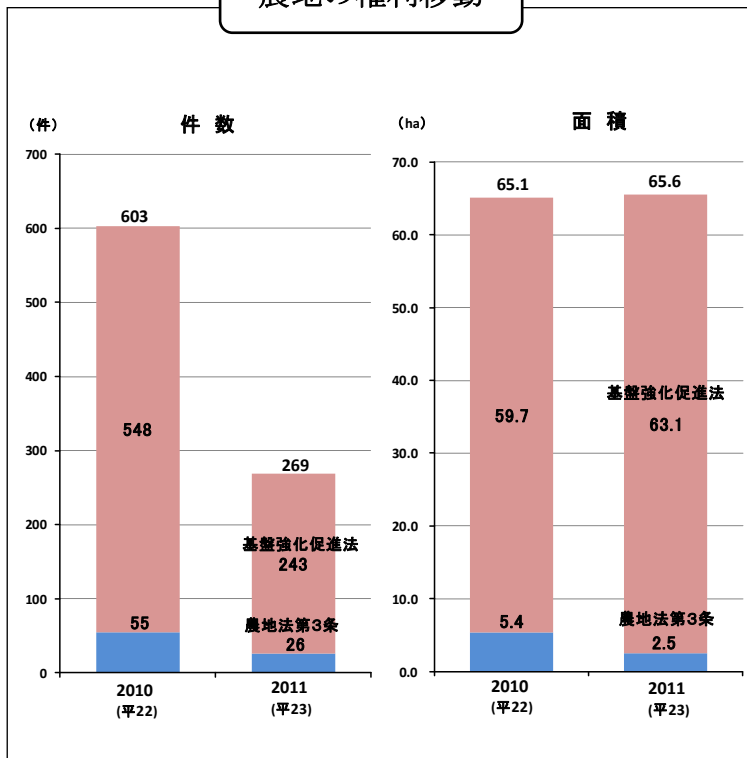
【農業委員会活動整理カード】より

図 1 農地の権利移動等の動向

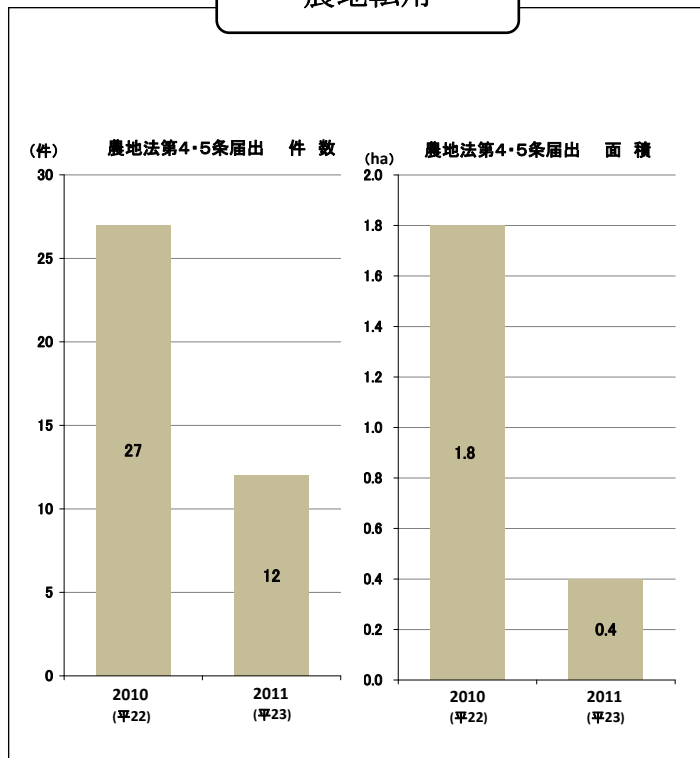
～利用権設定による貸借が定着～

近年の農用地貸借は、基盤強化法に基づく利用権設定が定着した。また、農地転用は一般住宅建設を目的とした転用が大半をしめ、年によって件数にバラつきが見られる。

農地の権利移動



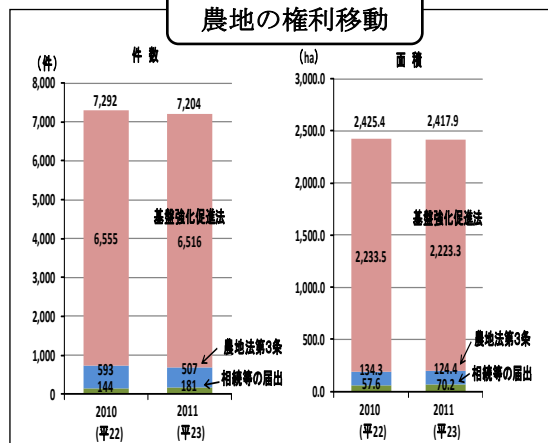
農地転用



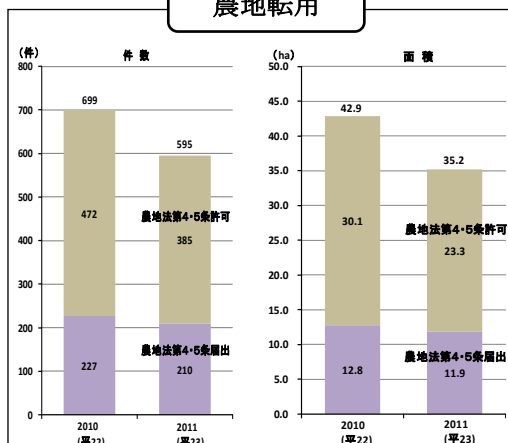
資料：農林水産省 「農地権利移動・借賃等調査結果」

県全体

農地の権利移動



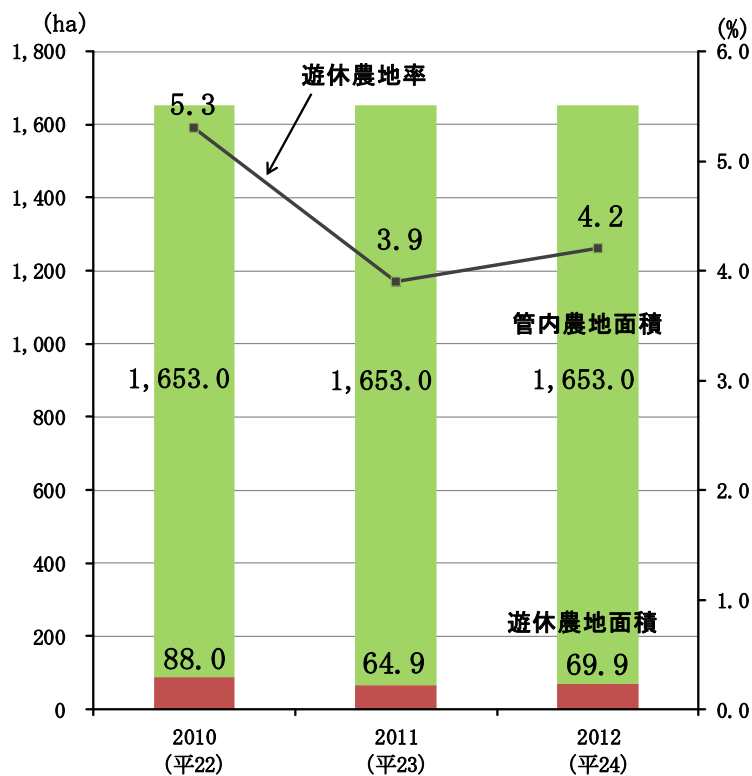
農地転用



～農地の権利移動は微増
転用は微減～

農地の権利移動の90%以上は、農業経営基盤強化促進法によるもの。相続等の届出も着実に進む。

図2 遊休農地発生防止・解消の動向



ゆうきゅうのうち
「遊休農地」

耕作放棄地や不作付け地等のこと。過去1年間以上の間(実質的には2年以上)、不作付けの状態となっている農地。平成21年に改正された農地法では、①1年以上にわたって農作物の栽培が行われておらず、かつ、今後、農地所有者等の農業経営に関する意向、農地の維持管理(草刈り、耕起等)の状態等からみて、農産物の栽培が行われる見込みがない、②農作物の栽培は行われているが、周辺の同種の農地において行われる栽培方法と比較して著しく劣っているときなどは、農業委員会が必要な指導を行うことになっている。

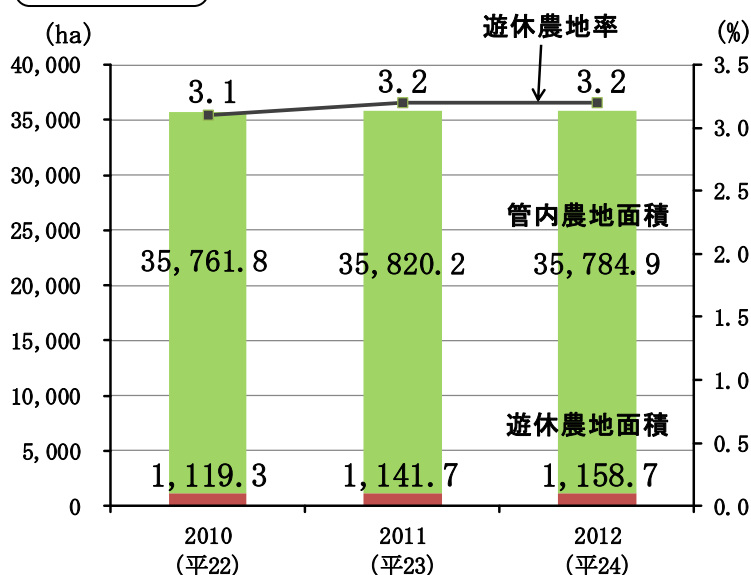
年度	解消目標面積 (ha)
平成22年度	1.0
平成23年度	1.2
平成24年度	1.5

～遊休農地解消の特効薬は無い～

自給的農家、土地持ち非農家が所有する農地で遊休化が進んでいる。農地所有者は農地の荒廃を防ぎたいという気持ちを持っているが、高齢化に伴い遊休農地面積は増加傾向となっている。

わずかではあるが、水稻作規模拡大を図る農業者や地域営農集団により、水田の荒廃農地解消が行われている。しかし、耕作の受け手が無いため、根本的な解決は難しい状況にある。

県全体

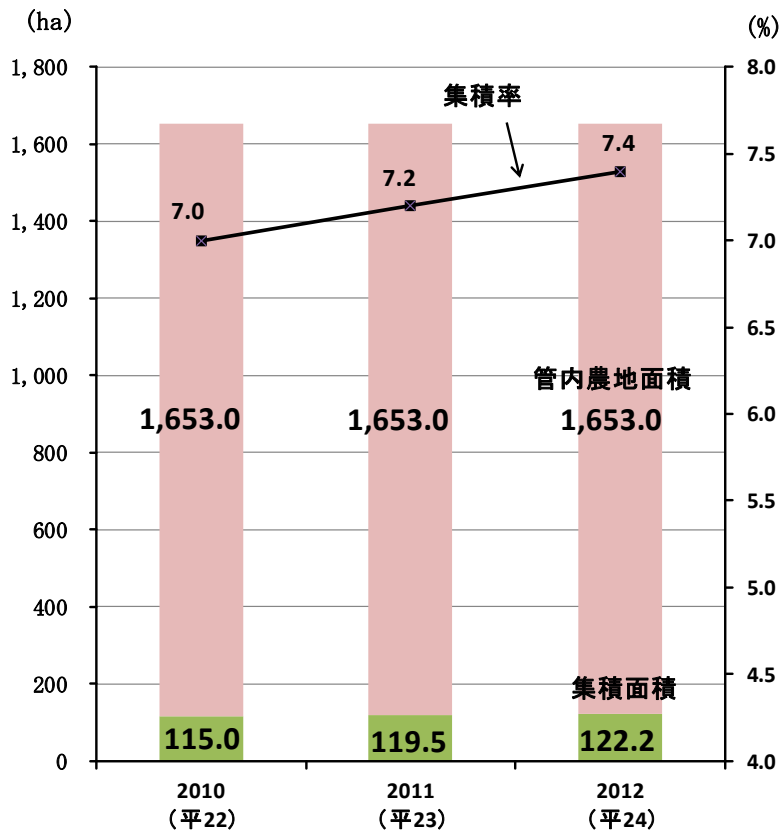


～遊休農地解消へ～

平成24年は前年に比べ17ha 遊休農地は微増したが、遊休農地率は前年に同じ(3.2%)

農業委員会の利用状況調査結果に基づく指導や国の事業の活用が実を結びつつある。

図3 農地の利用集積の動向



集積面積は、認定農業者等への集積した面積です。
(農業経営基盤強化促進法および農地法による)

年度	集積目標面積 (ha)
平成 22 年度	3. 0
平成 23 年度	4. 5
平成 24 年度	4. 5

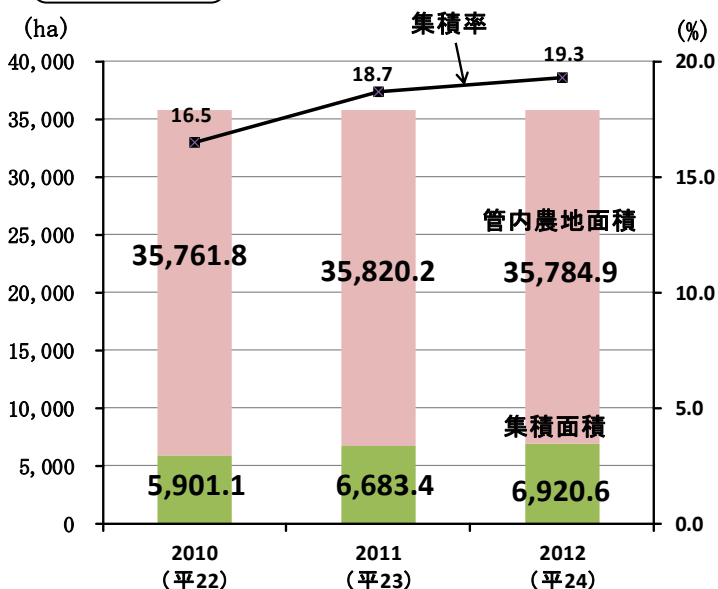
～農地の利用集積は、
わずかながら増加傾向～

農地の貸借は、田を中心に行われている。

田の貸付希望者は多くあるが、規模拡大を望んでいる担い手が少ないことから、思うように農地集積は進んでいない。

本町の傾向として、賃貸借は僅かであり、ほとんどが使用貸借となっている。

県全体

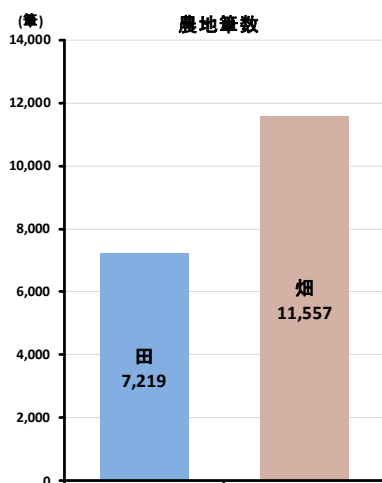


～担い手へ進む農地の集積～

毎年着実に集積が進んでいる。

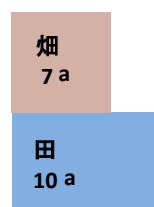
特に平成 23 年は前年に比べ 782. 3ha 増となり、八頭町・伯耆町で 100ha 以上増加している。

図4 農地筆数及び1筆平均面積



～農地の1筆面積は
県平均とほぼ同じ～

1筆平均面積



資料：農業委員会

県全体

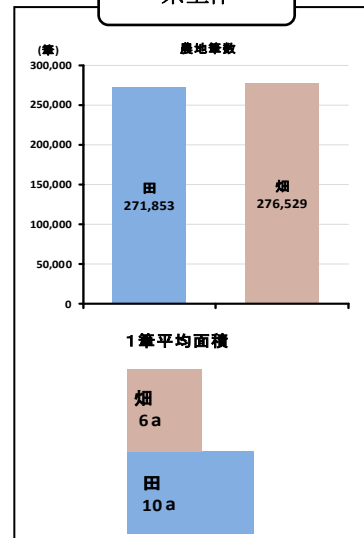
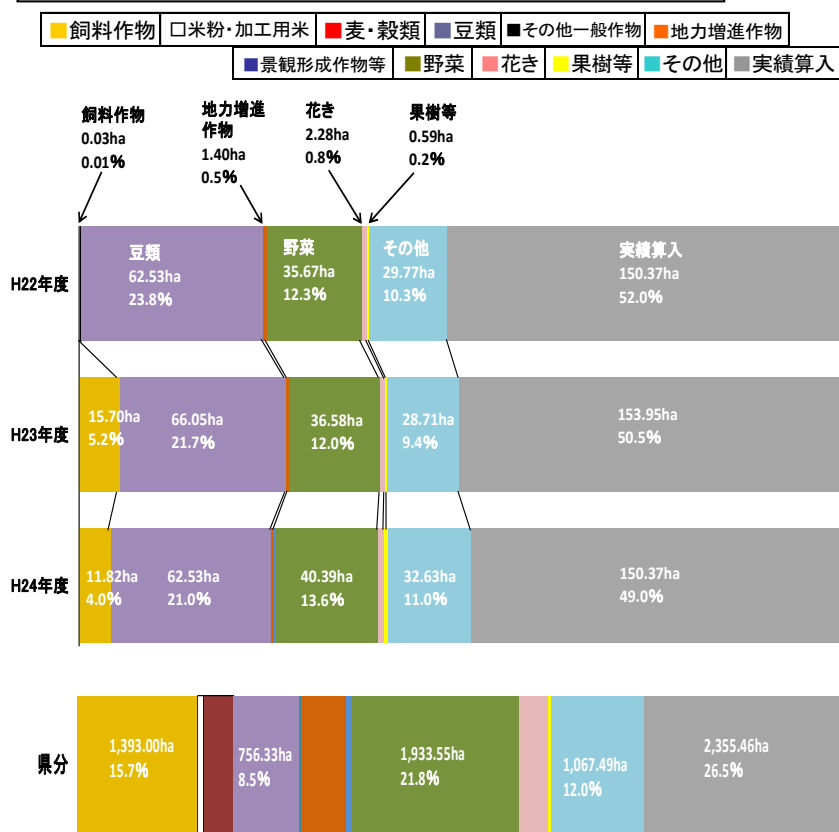


図5 米の生産調整（転作作物別）の動向



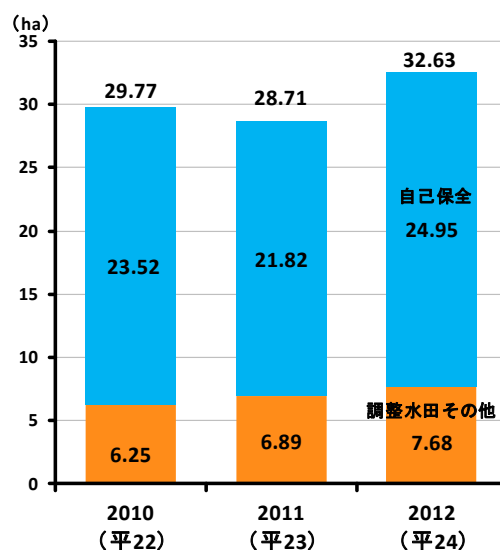
* 県分は 24 年度

資料：鳥取県生産振興課

(注)

- * 穀類はそば等含む
- * 野菜は特例作物含む
- * 花きは種苗類含む
- * その他は土地改良等通年施工、林地・養魚、自己保全、調整水田含む

図6 水張り水田(保全)の動向

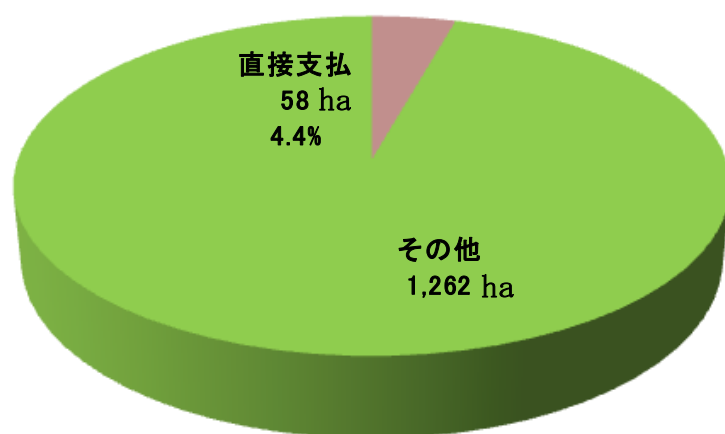


資料：鳥取県生産振興課

～実績算入が5割を占める～

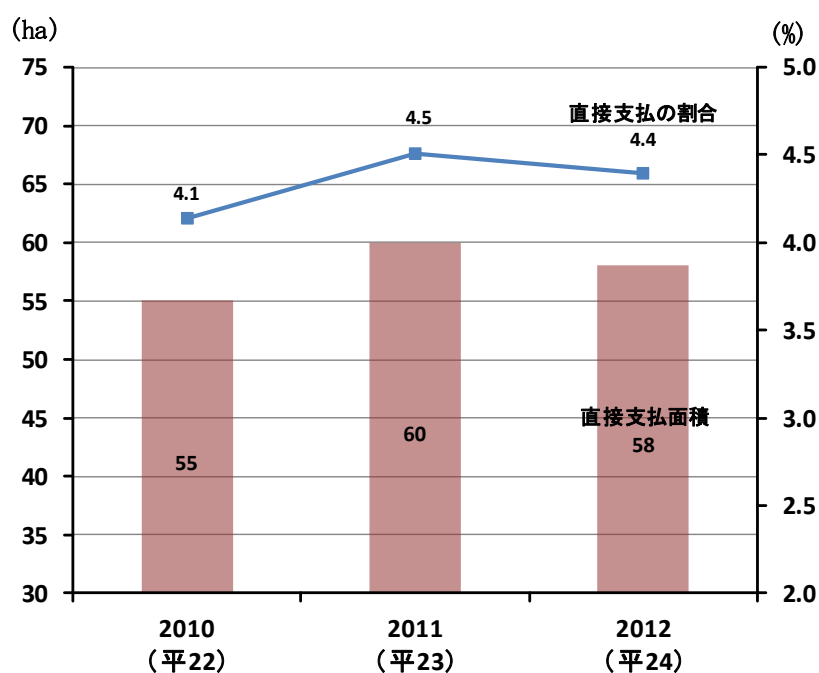
本町の生産調整は、転換水田の実績算入に負うところが極めて大きく、半数を占めている。次いで集団転作による豆類、野菜の順に生産されているが、県分と比較すると本町では排水不良田が多いことにより、麦・穀類飼料作物の栽培はほとんど行われておらず、飼料作物、地力増進作物も僅かである。

図 7 中山間地域等直接支払制度への取組みの動向



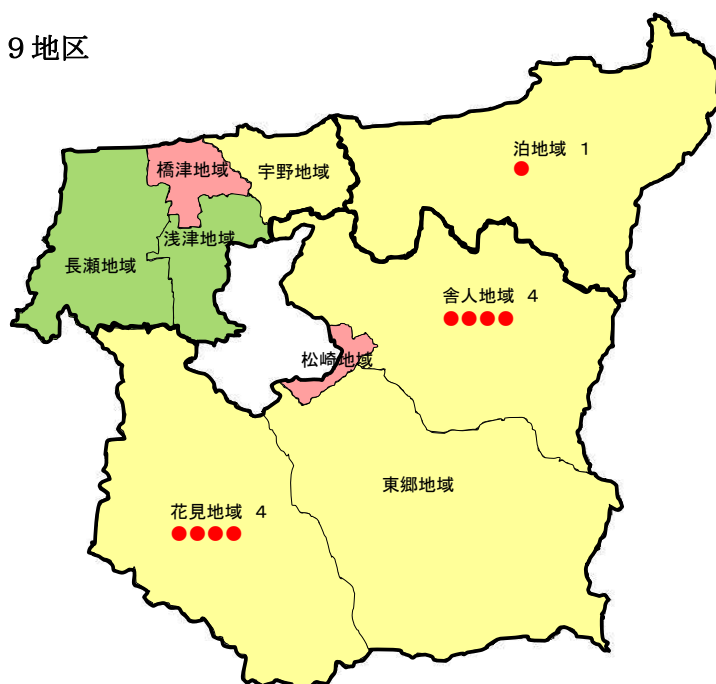
～条件不利地域の
農地保全に貢献～

中山間地域等直接制度に取り組む地域は、平成 23 年度新たに 1 地区が協定を締結し、現在 9 地区となっている。
各地区とも、多面的機能の維持・増進、集落機能の活性化に取り組み、耕作放棄地の発生防止に効果を上げている。



ちゅうさんかんち いきとうよくせつしはらいせいど
「中山間地域等直接支払制度」
平地に比べて不利な生産条件を補うため、水路の草刈りや排水路の補修などの地域活動を担う集落に、交付金を支払う制度

【協定数】 9 地区



資料：鳥取県農地・水保全課

農業委員会系統組織活動の実績

～農政・建議・プロジェクト等の活動強化と情報公開～

1 湯梨浜町農業委員会の主な建議事項

本町の農業を取り巻く情勢は年々厳しさが増し、農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加に加え、農産物価格の低迷や農業資材価格の高騰による生産意欲の低下等、様々な課題を抱えています。又、食の安全性に対する消費者意識の高まり、有害鳥獣による農作物の被害の増大、さらに急傾斜地等生産効率の悪い条件の下での農業の実態があります。

こうした状況の対策として、農業の担い手育成、農産物の生産振興、農業生産基盤の整備等、地場産業の育成のため、以下の建議活動を行っています。

1. 農地の保全と施設の整備対策
- (1) 農道等の保全管理
- (2) 保全組織づくり対策
- (3) 耕作放棄地の復元・利用対策
- (4) 果樹園の廃園対策

2. 有害鳥獣等被害対策

3. 担い手育成対策
- (1) 担い手に対する支援
- (2) 認定農業者・営農組織等への支援拡充

4. 新規就農者に対する支援

5. 女性農業委員の登用

6. 各種支援制度の周知

7. 農業の6次産業化対策
- (1) 生産・加工グループの育成及支援
- (2) 農業者への6次産業化の推進

8. 食農教育に対する取組

9. 未相続農地の解消対策

2 プロジェクト活動等の概要

農地パトロール

農地法第30条第1項に規定された利用状況調査の一環として、農業委員会と町行政部局の産業振興課と合同で、毎年農地パトロールを実施しています。

農地あっせん

農業委員会へ寄せられる、高齢化等の事由により耕作が困難となった農地の耕作依頼に基づき、耕作・規模拡大希望者へのあっせんを行っています。

委員研修活動

定例総会等の機会を捉えて、農地制度・担い手育成・6次産業化等の様々なテーマで関係諸団体から講師を招き、委員の資質向上を図るための研修を行っています。

用語解説

図3

のうち りようしゅうせき
「農地の利用集積」

所有権の移転、利用権の設定、作業受託などによって農地を集積すること。

参考

こうさくほうきち
「耕作放棄地」

農林業センサスでは、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地をいう。なお、これに対して、調査日以前1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付け地といわれ経営耕地に含まれる。

参考

のうちりゅうどうか
「農地流動化」

農地の権利移動のこと。賃借（賃借権・利用権の設定・移転）、売買（所有権の移転）による移動のこと。

参考

のうちりゅうどうかりつ
「農地流動化率」

担い手へ集積されている作業受託を含めた農地面積割合（農地の貸し借りまたは農作業を受託している面積の割合）

農地流動化率（％）＝（農地法第3条許可による権利移転面積＋農業経営基盤強化促進法による権利の設定移転面積）－（無償所有権移転面積＋有償所有権移転のうち交換面積＋使用賃借による権利の設定移転面積＋賃賃借による権利の転貸移転面積＋農業経営基盤促進事業による経営受託面積）／農振地域内の現況農用地面積

図5

じっせきさんにゅう
「実績参入」

米の生産調整における一つの計算手法。生産調整実施面積の要素で、対象水田を稲作以外の用途等に使用すること。加工用米や一定の条件を満たす果樹の生産などを実施した水田については、助成金の交付対象とせず、その面積だけを生産調整の実績として算入する。実績算入カウントという。

図5

とち かいりょうつうねんせこう
「土地改良通年施工」

米の生産調整において、土地改良通年施工の対象になるのは、ほ場整備事業（区画整理その他の面的工事に限る）、客土事業、その他土地改良事業のうち前述2つに該当する工種、それらのうち工事計画期間が稲作期間と連続しておおむね1ヶ月以上重複しているもの。

図5

けいかんさくもつ
「景観作物」

病害虫防除、雑草抑制などに役立つとともに農村の景観を豊かにする作物。菜の花、レンゲ、ソバなど。

図7

ちゅうさんかんちいき
「中山間地域」

統計においては、中間農業地域と山間農業地域をあわせた地域。林野率が50％以上で耕地率が20％未満の地域が含まれる。日本の国土面積の63％が中山間地域。（鳥取県は72％が中山間地域）

資料：全国農業会議所発行

「新・よくわかる農政用語」

【湯梨浜町の伝統農地】 No. 1

東郷池周辺 梨団地

【所在地】東郷池周辺



NO.	候補地の名称	対象部門・対象農地					該当候補地の概要
		生産	景観	環境	教育	歴史	
1	東郷池周辺梨団地 (申請人:湯梨浜町農業委員会)	◎	◎	○		◎	山紫水明の東郷池をはじめ美しい自然環境や貴重な歴史遺産が古代から受け継がれています。比較的肥沃な森林土壌においては、斜面を利用して品質の高い梨生産が古くから行われ、全国に知れ渡っている特産二十世紀梨の産地です。梨の栽培開始から100年以上の歴史を誇っており、樹園地等が早くから拡大されてきた地域であり、新品種の開発、生産も取り組まれており、特産物も豊富で観光地としても整備されている。

【湯梨浜町の伝統農地】 No. 2

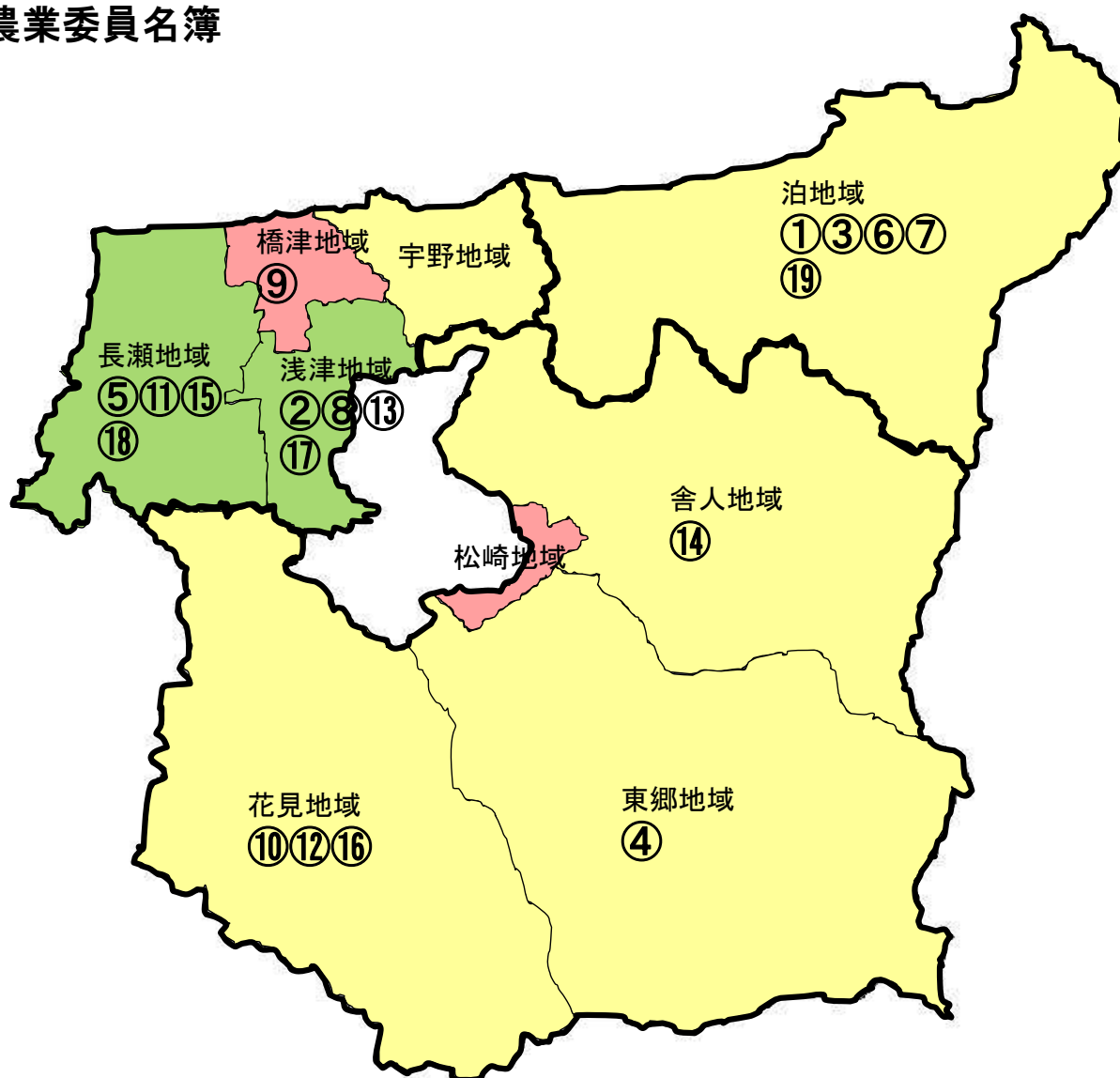
野花豊後 梅園(山陰随一の梅林)

【所在地】湯梨浜町 野花地区



NO.	候補地の名称	対象部門・対象農地					該 当 候 補 地 の 概 要
		生産	景観	環境	教育	歴史	
2	野花豊後梅園 (申請人:野花梅生産組合)	◎	○			○	野花地区を中心に実が大きく果肉も分厚く高品質な梅「野花豊後」を生産。東郷池、日本海を望む景観豊かな山陰随一の梅林を形成している。約750年前の鎌倉時代中期の絵地図には、東郷池周辺に美しい田畑が広がっていることが記されている。

農業委員名簿



番号	選挙・選任別	氏 名	備 考	番号	選挙・選任別	氏 名	備 考
1	選挙	木 下 善 議	担い手対策部会	11	選挙	津 村 鐵 雄	農地対策部会
2	選挙	河 井 勝 重	担い手対策部会	12	選挙	長谷川 誠 一	会長（農政部会）
3	選任	藤 井 亮 子	農政部会	13	選任	村 岡 文 雄	担い手対策部会
4	選挙	谷 口 憲 昭	農地対策部会	14	選挙	土 井 繁 美	農地対策部会
5	選任	小 谷 栄 一	担い手対策部会	15	選挙	山 田 直 人	担い手対策部会
6	選挙	山 本 寿 孝	職務代理 （担い手対策部会）	16	選任	佐々木 素 子	農政部会
7	選任	長 延 行	農地対策部会	17	選挙	山 下 昇	農政部会
8	選任	足 立 憲 信	農政部会	18	選任	酒 井 富士夫	農地対策部会
9	選挙	今 市 満 久	農政部会	19	選挙	山 下 正 則	農地対策部会
10	選挙	音 田 嘉 則	担い手対策部会				

湯梨浜町の風土 ～農地・農業ポテンシャルの開花(潜在力・可能性)～

本町は、中央部に周囲約 12kmの東郷湖、南東部一帯から海岸までは、山地丘陵や中国山地に続く高地となっています。北西の海岸部は砂丘地帯が広がり、西部には天神川から東郷湖に至る平野が形成されています。

このように本町は、海、湖、川、山など、豊かな自然環境に恵まれた風光明媚な地域です。

本町の農業の形態は、山間・丘陵地帯での二十世紀梨を中心とした果樹栽培、東郷湖周辺の東郷・羽合平野では、土地利用型の水稲作が行われ、羽合地域の砂丘畑やその他地域の転換水田等では、施設園芸作物栽培による高収益農業が進められています。

農地流動化の基本となる農地の貸借については、利用権設定事業が町民に浸透してきており、田を中心に利用権設定が増加し、担い手への農地集積が進んできています。

町章



湯梨浜町の頭文字「Y」をモチーフに、大空にはばたく翼をイメージし、青と緑と白で豊かな自然(海・池・温泉・梨・砂浜)を表現しており、全体として、自然・人・産業が共生する町の団結、友愛、飛躍発展を願うとともに、明るい未来を表現しています。

町の花 ：トウテイラン



環境省の絶滅危惧種Ⅱ類(VU)に指定されている植物で、県内では湯梨浜町のみに自生しています。町の花として、将来にわたり保護していきたいという思いから、町花に選定されました。

町の木 ：梨



湯梨浜町には梨生産者が多く、二十世紀梨の産地として有名です。また町名にも「梨」の字が使われており、町の木としてふさわしいことから、町木に選定されました。

【湯梨浜町農業委員会】

住 所 〒682-0723

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留 19-1

電 話 0858 - 35 - 5389

F A X 0858 - 35 - 5387 E-mail ynogyo@yurihama.jp

湯梨浜町ホームページ <http://www.yurihama.jp/index.html>